

メニュー別排出係数について

1. 基本的考え方

- 熱供給事業者は、メニュー別排出係数の公表を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数とは別に、環境省及び経済産業省に提出する。
- メニュー別排出係数の公表を希望する熱供給事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」を作成するに当たっての料金メニューは、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という。）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化したりする等の方法により設定する。
- なお、メニュー別排出係数について、事業者別として単一のメニューで排出係数を報告することも可能である。その際、係数算出の方法は事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数と同様である。
- 環境省及び経済産業省は、熱供給事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認したのち、当該熱供給事業者が希望する場合は、当該熱供給事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数としてメニュー別排出係数をウェブサイトにて公表する。

2. メニュー別基礎二酸化炭素排出量及びメニュー別調整後二酸化炭素排出量（以下「メニュー別二酸化炭素排出量」とする。）の算定についての具体的な手順

メニュー別二酸化炭素排出量を、以下の方法により算定し、各々の方法による算定結果を合計する。

- (1) 一次基礎二酸化炭素排出量及び一次調整後二酸化炭素排出量（電気に係る国内認証排出削減量等を除く。）（以下「一次二酸化炭素排出量」とする。）を、料金メニューごとの販売熱量に応じ按分する。
- (2) メニュー別基礎二酸化炭素排出量を、2.(1)で得られた料金メニューごとの一次基礎二酸化炭素排出量から、熱供給事業者等が排出量調整無効化した再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量及び電気に係る国内認証排出削減量等を控除することにより、算定する。

また、メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、2.(1)で得られた料金メ

ニューごとの一次調整後二酸化炭素排出量から、熱供給事業者等が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等（他の者に移転した国内認証排出削減量等を除く。）を控除することにより、算定する。

ただし、冷熱と温熱に分けてメニューを提供する際には、冷熱・温熱それぞれの一次二酸化炭素排出量（電気に係る国内認証排出削減量等を除く。）を料金メニューごとの販売熱量に応じ、按分する。

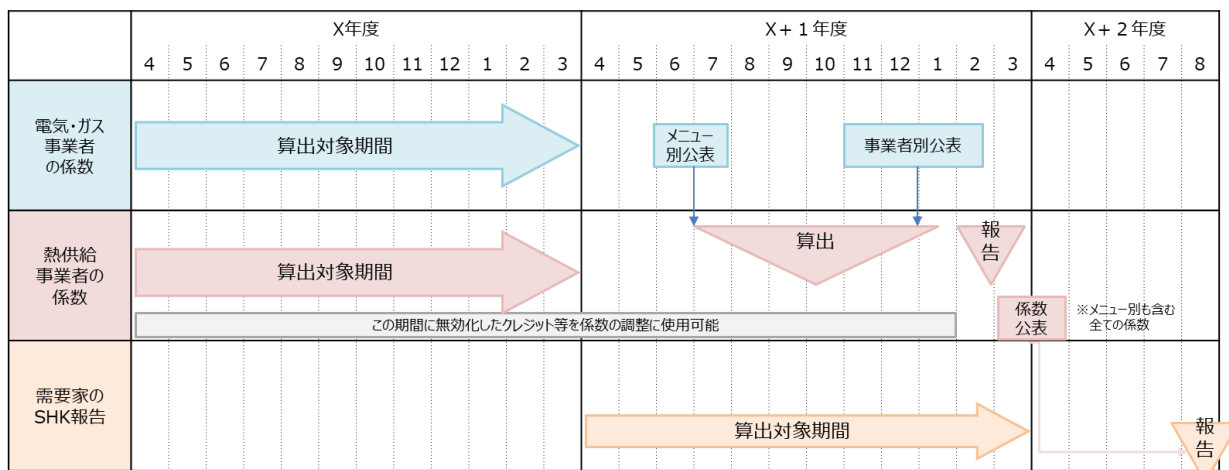
グリーン電力証書に係る国内認証排出削減量、J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量及び非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量の合計は、冷熱・温熱それぞれの製造に使用した、他の者から供給された電気の使用に伴う調整後二酸化炭素排出量を上限とし、非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量については、冷熱・温熱それぞれの製造に使用した、電気事業者から供給された電気の使用に伴う調整後二酸化炭素排出量を上限とする。

なお、冷熱とは、主に冷房・冷却に利用する熱を言い、温熱とは主に暖房・給湯に利用する熱をいう。

3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニューごとに販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者（甲）は、係数算出対象年度（X 年度）に甲が需要家（乙）に供給した熱について排出係数を算出し、排出量算定対象年度の2月（X+1年度2月末）までに国に提出する。
- 国は、X+1年度3月中に乙が X+1年度実績の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて X+2年4月以降、排出量を報告することが可能である。ただし、X+2年4月1日までに公表されなかった場合は、算定省令第2条6項その他実測値等を用いて排出量を報告することも可能である。
- なお、メニュー別排出係数のうち「残差により作成した係数」及び事業者別（事業者全体）の基礎排出係数及び調整後排出係数についても、X+1年度の2月末までに国に提出することとする。



メニュー別排出係数の算出・報告・公表のスケジュールについて

- ただし、創設したメニューにより供給を開始した年度に限り、甲は係数算出対象年度（X年度）に甲が乙に供給した熱について排出係数を算出し、排出量算定対象年度の6月半ば（X+1年度6月半ば）までに国に提出する。
- 国は、X+1年度6月末に乙がX年度を対象期間としたX+1年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて X+1年度7月以降、排出量を報告することが可能である。ただし、X+1年度7月1日までに公表されなかった場合は、算定省令第2条6項その他実測値等を用いて排出量を報告することも可能である。
- なお、メニュー別排出係数のうち「残差により作成した係数」及び事業者別（事業者全体）の基礎排出係数及び調整後排出係数についても、X+1年度の6月半ばまでに国に提出することとする。